

設備一級

法適合確認の責任限定

— 日事連が国交省に要望

日本建築士事務所協会
連合会（日事連、三栖邦
博会長）は13日、改正建
築士法によって5月27日
から義務付けられる、一
定規模以上の建築物への
設備設計一級建築士（以
下、設備一級）の関与が
円滑に進むよう、設備設

計の法適合確認を行う設
備一級の責任範囲を極力
限定することなどを国土
交通省に要望した。

設備一級はこれまでに
全国で約2700人が誕
生した。しかし設計事務
所に所属するなど実際に
設計業務に携われるのは
1100人程度とみられ
ている。さらに、そのほ
とんどが東京や大阪の大
都市圏に集中している。
日事連の地方の単位会か
らは資格者の不足で設計
業務が停滞・混乱するこ
とを不安視する意見が多
く出ている。

そこで、設備一級のい
ない建築士事務所の設備
設計の「法適合確認」を
行うため、各地で設立が
進められている組織に対
する人的・財政的支援を
要請した。

また、法適合確認を担
当する設備一級の責任範
囲が不明確な現状も問題
点として指摘。会員から
は「他者が設計したにも
かかわらず設備設計の全
責任を負うのであれば、
法適合確認は受託できな
い」といった声も上がっ
ている。このため国交省
が近く策定予定の法適合

確認マニュアルに、設備
一級の責任範囲を極力限
定する方向で明確化する
よう求めた。

このほか、設備一級の
関与が義務付けられてい
ない規模にもかかわら
ず、設計の発注の際に設
備一級の関与を求めるな
ども要望した。

確認マニュアルに、設備
一級の責任範囲を極力限
定する方向で明確化する
よう求めた。また、法適合
確認を担

建通新聞

09.3.16